

			図書の記号・番号		福祉 701
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	
	ページ	行			
1	63	23-25	2017年から、子育て世代^{ほう}包⁴かつ 括支援センター⁴、市区町村子ども家庭総合支援拠点⁵などの整備が 開始された。 ▶p.83	2017 年から、子育て世代^{ほう}包⁴かつ 括支援センター⁴や市区町村子ども家庭総合支援拠点⁵が整備され、 2024 年から、両センターを見直してこども家庭センターとされた。 ▶p.83	

			図書の記号・番号	福祉 701
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1 (つづき)	83	6	ほうかつ 子育て世代包括支援センター^④ (削除) ▶p.63	ほうかつ 子育て世代包括支援センター ▶p.63
		9～11	これら2つの拠点は、同一機関や同一の場所で実施する、両機関を統括する責任者を配置するなど、一体的に取り組むことが望ましいとされる。	2022年の児童福祉法改正により、これら2つの拠点が見直され、2024年4月から子育て家庭の相談支援を一体的に担うこども家庭センター^①の設置が市区町村の努力義務となった。
		側注 ④	④ 子育て世代包括支援センター 2017年の母子保健法改正により、市区町村に設置することが努力義務とされた。妊産婦から子育て支援まで、切れ目なく子育て支援を受けられるようにすることを目的としている。	④ こども家庭センター 従来の子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施する施設。母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としている。

			図書の記号・番号		福祉 701	
番号	訂正箇所		原	文	訂	正
	ページ	行				
2	93	表 1	児童発達支援センター 児童発達支援(福祉型児童発達支援センター) 障害児を児童発達支援センターなどに通わせて日常生活上の基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを供与する。 児童発達支援センター 医療型児童発達支援 上肢、下肢、体幹に機能障害のある児童を医療型児童発達支援センターなどに通わせて児童の発達支援および治療を行う。			
			児童発達支援センター 地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者のもとから通わせて、高度の専門的な知識および技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。			